

熊本県福祉総合相談所 育休等代替臨時職員（一般事務）の募集について

熊本県福祉総合相談所育休等代替臨時職員（一般事務）を募集します。

1 採用予定人数、業務内容及び勤務場所

予定人数	業務内容	勤務場所
1人	児童施設・初動課の業務のうち、 ・施設入所措置又は里親等委託措置中の児童の援助に関すること。 ・夜間・休日の緊急対応に関すること。 ※正職員と同様の業務に従事します。 ※いずれも複数の職員で対応します。	熊本県福祉総合 相談所

2 任期 令和8年9月1日（火）から令和9年10月13日（水）まで

※正職員の育児休業からの復帰時期によっては、当初の任用終期より早く退職となる、あるいは、雇用延長になることがあります。

3 受験資格

児童福祉司任用資格の基礎となる学科の履修や資格（※）を有している、または、児童福祉施設等での相談援助業務の経験があること、かつ、パソコンの基本操作技術（Word、Excel 等）及び普通自動車運転免許を有すること。

- （※）・社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師
・助産師、保健師、看護師、保育士、教員
・社会福祉主事、児童指導員
・大学で心理学、教育学、社会学を専修し卒業
・指定講習会の課程を修了

ただし、次のいずれかに該当する方は受験できません。

- ・日本国籍を有しない者
- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・熊本県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 勤務条件

(1) 勤務時間:8時30分～17時15分

(2) 勤務地:熊本県福祉総合相談所(熊本市東区長嶺南2丁目3番3号)

(3) 育休任期付職員の選考の対象

職員が一定期間以上の育児休業をとるとき、必要に応じ、育休請求期間を任用の限度として、任期を定めた職員(育休代替等任期付職員)として採用する場合があります。

(4) 給与月額:207,900円(高校卒業程度)以上

※学歴、職歴に応じて加算措置があります。

※諸手当(通勤手当、住居手当、期末勤勉手当等。勤務が6月を超えた場合は退職手当)

(5) 社会保険等:地方公務員等共済組合法の定めるところによる。

(6) 特記事項

児童の援助に関する業務に従事するにあたっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。)に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

なお、確認の結果、特定性犯罪の前科があった場合及び誓約書や履歴書等を詐称した場合は、任用されない可能性があります。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙①(参考条文)をご参照ください。

5 試験の日程等

(1) 日 時 :令和8年7月13日(月)9:00集合

(2) 場 所 :熊本県福祉総合相談所(熊本市東区长嶺南2丁目3-3)

(3) 試験の方法:小論文試験(筆記試験)及び面接試験(個別面接による口述試験)

(4) 持参するもの:筆記用具(鉛筆、消しゴム等)。時計は、計時機能だけのものに限りません。

(5) 合格発表 :採用試験後7日以内に電話で合否の連絡を行います。

6 応募の方法等

(1) 応募書類

履歴書、職務経歴書、ハローワークで交付される紹介状を郵送又は持参してください。

(2) 受付期間

令和8年7月10日(金)まで(必着)

・持参の場合:午前8時30分から午後5時15分まで(土、日、祝日を除く)

・封筒の表に「育休等代替臨時職員(一般事務)申込」と朱書きしてください。

※応募者多数の場合は、応募期間内でも募集を締め切ります。

連絡先(申込先)

〒861-8039 熊本市東区长嶺南2丁目3-3

熊本県福祉総合相談所(中央児童相談所)

電話番号 096-381-4451 担当:西山・上村

7 採用方法等

合格の有効期限は合格発表の日から令和9年10月13日までとし、合格者が複数いた場合は、成績上位者から採用します。

8 試験結果の情報提供について

この試験の結果については、以下のとおり情報の提供を求めることができます。

受験者本人が、本人であることを証明する書類(運転免許証、保険証等)を持参の上、提供可能期間中の午前8時30分から午後5時15分までの間に直接提供場所へお越してください。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律により休日とされる日は受付をすることが出来ません。

なお、電話、メール、郵便等による提供の求めに対しては提供できません。

試験職種	提供を求めることができる人	提供する内容	提供可能期間	提供場所
一般事務	受験者本人	総合順位及び総合得点	合格発表の日から1か月間	熊本県福祉総合相談所

(参考条文)

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

(定義)

第2条（略）

- 7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。
- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
 - 二 盗犯等の防止及び処分に關する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
 - 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
 - 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
 - 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
 - 六 都道府県の条例で定める罪であつて、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為
- 8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
 - 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であつて、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
 - 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの